

農林水産・建設委員長報告(概要)

・議案12件を原案可決

【議案第8号】南島原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

質疑 占用料が上がった理由の説明を。

答弁 占用料については、国が平成30年の消費税改正とあわせて占用料を改正し、見直しを行った。過去の占用料の考え方は、日本全国、ほぼ一律のような格好で設定してあったが、どうしても都市部と市町村部では価格に格差があるというところで、見直しを行った。それに伴う県の改正もあり、今回、市も、国の指針に基づいて変更を行ったことで、結果的にかなり上がった格好になったが、そういう理由から、来年度からの施行となっている。

質疑 県内は、ほとんどこの価格になっているのか。

答弁 昨年、ほとんど実施している。ちなみに島原半島では、雲仙市と南島原市が同じレベルの占用料となっている。島原市は若干高くなっている。

【議案第13号】財産の無償譲渡について(南島原市西有家塔の坂農事研修施設)

質疑 建物だけを無償譲渡するということは、土地はそのまま市の持ち物ということか。また、建物の破損や崩壊等により怪我があった場合は、その責任はどこが持つのか。改修や解体になった場合の契約はどうなっているのか。

答弁 土地については市の持ち物のままである。この後、土地については、塔ノ坂自治会に無償で貸与する予定である。それから建物の原因で怪我があった場合は、建物を自治会に譲渡するの

で、これから先の責任については、自治会が持つことになる。また、改修や解体については、自治会に譲渡するので、自治会がやることになる。ただ、自治会の公民館については、補助金があるので、そういう補助金を利用できる。

【議案第14号】財産の無償譲渡について(南島原市西有家上原農事研修施設)



西有家塔の坂農事研修施設

質疑 これも先程と同じで、土地は市から無償貸与ということなのか。

答弁 この土地については、現在、市の所有になっているが、この施設が建設された当時、所有者から市に寄付をされている。ただ、その寄付の条件として、農事研修施設として利用しなくなるときには、返還をする

という契約になっており、地権者に戻すことになる。ただ、地権者は、自治会から借地料をいただく形で話ができていますと聞いています。



西有家上原農事研修施設

【議案第15号】財産の無償譲渡について(南島原市深江特産物直売所)

質疑 これは土地も一緒に無償譲渡するのか。

答弁 土地については、現在、市の所有で、無償譲渡は行わない。今後は、賃貸借契約で行うが、一定の収入があるので、土地代をもらう形になる。



深江特産物直売所

【議案第19号】令和3年度南島原市一般会計補正予算(第16号)

〈建設部関係〉

質疑 須川団地の、解体工事費の減額と、返還金の理由の説明を。

答弁 解体工事の減額については、旧建物の地下の壊す部分が減ったので、減額になった。返還金については、鉄筋コンクリート造の設計を木造に変更したため、その鉄筋コンクリート造の設計費用について補助金ももらっていたので、返還しないといけなくなった。



須川団地解体後

〈その他の付託案件〉

【議案第7号】南島原市農事研修施設条例を廃止する条例について

【議案第10号】市の境界変更について

【議案第11号】市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

【議案第12号】字の区域の変更について

【議案第16号】土地の取得について

【議案第25号】令和4年度南島原市水道事業会計予算

【議案第26号】令和4年度南島原市下水道事業会計予算

